

Title	多文化主義の可能性と限界に関する序論的考察
Sub Title	Multiculturalism: Does it have a good chance to survive?
Author	関根, 政美(Sekine, Masami)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.4 (1993. 4) ,p.1- 40
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930428-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

多文化主義の可能性と限界に関する序論的考察^①

関根政美

- 一 多文化主義の定義と概要——その可能性
- 二 多文化主義の多様性
- 三 多文化主義登場までの経緯
- 四 多文化主義の限界
 - (一) 定義の曖昧さ
 - (二) 文化の多様性とナショナリズム——外交への影響
 - (三) エスニック・マイノリティへの公的財政援助とホスト社会の反感
 - (四) 希少資源をめぐるエスニック集団間の対立
 - (五) エスニック・ポリティクスと多文化主義——多文化主義の解釈の偏り
 - (六) 万能薬ではない多文化主義
 - (七) 多文化主義の応用の範囲
- 五 民族紛争の制度化のために——階級闘争から民族闘争の時代へ

一 多文化主義の定義と概要——その可能性

多文化主義 (multiculturalism) という言葉は最近になってあちこちで聞かれるようになったが、日本ではまだまだ普及途上の概念である。マルチカルチュラリズムの訳語には、多元文化主義、多様文化主義、文化多元主義、複合文化主義など様々であることからそのことがいえる。多文化主義は、多様な文化の存在を認めるのだから多様な訳語があってもよさそうだが、社会科学の世界ではどうであろうか。一つの問題に多様な定義がよくみられるとしても、概念の定義も多様で曖昧な上に、なおかつその概念の訳語に多様性があるとなると、いらぬ混乱が増幅するだけなので訳語の統一が急がれる。科学の世界では多文化主義は簡単に認められない。ここでは、とりあえず多文化主義とする。ところで、多文化主義とは何か。多文化主義は、国民国家は一文化、一言語、一民族によって成立すべきであるとする「同化主義」(assimilationism) に基づいた国民統合政策を否定する。多民族、多文化社会の統合にはもはや同化主義は有効ではなく、むしろエスニック紛争の原因になっているとの認識の上に立つ。各エスニック集団(移民、難民、外国人労働者、周辺地域エスニック・マイノリティ集団等)の伝統的文化、言語、生活習慣を中央政府が積極的に保護し、そのために公的援助を行うばかりではなく、人種差別禁止、アファーマティブ・アクション(積極的差別撤廃措置)を導入してエスニック・マイノリティの教育、職業を基軸とした社会参加を促す。要するに政治的、社会的、経済的、文化・言語的不平等をなくそうとする一種の国民統合あるいは社会統合イデオロギーであり、具体的な一群の政策を導きだす指導原理である²⁾。

言語、文化、宗教の違いは往々にして民族、エスニック集団間の経済的、政治的格差という構造的な不平等の維持の口実に利用されることが多い。集団間の構造的な不平等を放置することは、差別されている者の間の不満を増大させて社会不安を生みやすい。大変危険である。しかし、だからといって文化、言語の違いを無理に消去する同化主義にも

大きな問題がある。そこで発想を逆転してむしろ多様性をそのまま認めながら、なんとか社会統合ができないかという視点から多文化主義は生みだされたものである。この意味で多文化主義は、国内の異文化、異言語集団の不满を受け入れて、国家の分裂が生じないようにするための、つまり、国民国家生き残りのための一つの国民統合イデオロギイである。

カナダ、オーストラリアでは一九七〇年代から注目され始め、多民族、多文化社会における政治統合の手段としてその有効性と可能性が認識された結果、具体的な政策としては教育（多文化教育）、放送（多言語放送）などの分野を中心に発達してきた。英国、ヨーロッパでも程度に差こそあれ、移民、難民、外国人労働者の増加対策あるいは周辺民族集団対策として導入され（小林・江淵編 一九八五、関口編 一九八八、分田 一九九一、松井 一九九二）、近年ではエスニック・スタディーズとして米国においても普及し始めている（石 一九九一、矢部 一九九二）。それらは主に多文化教育(multicultural education)を中心に導入されている。フランスにおいては、多文化主義は「相違(差異)への権利」として定式化されている（宮島 一九八四、梶田 一九九二）。カナダの多文化主義の基本目的は、以下のようになっている（田村 一九九二、二三六）。

- (一) 文化維持への公的援助の推進
- (二) 各エスニック集団間の相互交流
- (三) 公用語修得の奨励
- (四) 機会平等を妨げる文化的障害打破

オーストラリアの多文化主義の目標もほぼ同じだが、カナダに比べ、ケベックという文化的、言語的に異質な人々が集中して、分離・独立運動を展開する存在がない。そのために、多文化社会の存在そのものを訴え、国民に理解してもらおうことが大きな目標となっている。異文化・異言語を尊重すれば、移民、難民、外国人労働者、エスニック・

マイノリティ達も、自文化、自言語否定により喪失していた自尊心、アイデンティティを復活させて自信を取り戻すであろう。その結果、彼らの社会的適応力が増すだろうから、国家に対してもよい感情を抱くようになる。分離・独立といった急進性を生みださずにすみ、結果的には、社会統合は社会的調和を土台に達成できると考えるのが多文化主義のイデオロギーである。新しい社会の構成員の自発的な社会的貢献を引きだすとともに、ホスト・支配社会は新しい文化を受け入れることにより、ホスト文化の伝統の活性化・刷新が期待できる。また、移民、難民の本国との貿易促進に移住者の言語、文化、社会知識は役に立つという副産物も期待できるといってわけである。

しかし、多文化政策について注意すべきことがある。それは、単にエスニック・マイノリティのみに対する社会政策ではない。国民全体に対して、まず、社会の人口構成の多様化、エスニック・マイノリティの社会、経済、政治上の困難を認識させ、異文化、異言語に対する寛容性を育て、次に、多文化社会化にあわせてホスト・支配社会側の社会制度や組織の変更を行うことの必要性を理解させることも大きな目標だということである(公的機関——行政機関、司法機関、病院、学校等——での通訳設置あるいは多言語職員配置を法的に強制したり、学校でのコミュニケーション言語の必修化、公務員への非市民の登用の実施など)。変更が社会全体の問題であることを理解させなくてはならない。要するに、傍系的な一部の人々のための政策ではなく、主流の人々を含んだすべての人々に対する政策である。オーストラリアでは、一九八六年頃、一時的であるが主流主義(mainstreamism)と呼ばれたこともあった。

従来、とくに同化主義時代には、ホスト・支配社会の社会制度、価値・規範をエスニック・マイノリティに押し付ける、あるいは適応を一方的に要求するだけで、社会側に何ら変更の余地はないとしていたが、今後は社会側も歩みよる必要があるとする。大変大きな意識改革と制度改革が必要である。実際、国民の税金を、一部の人々のためだけに支出するには社会全体の理解が必要である。そのためには、社会制度の変化と社会統合政策の変更を間違いなく理解してもらうことが重要である。この面での宣伝、教育活動は大きな柱となる。この面での活動をおろそかにするこ

とは、多文化主義は一部の人々のためのものであり、ある特定の人々のみが優遇されているという不満を生み、多文化主義政策の有効性を大きくそいでしまう。多文化教育は、エスニック・マイノリティのためだけの教育ではなく、むしろ一般国民教育であることは何度でも強調する必要がある。

二 多文化主義の多様性

多様性を認めたまま社会統合を試みるといっても、まず、問題になるのは多様性をどこまで認めるのかということである。まったく異なり場合によっては対立、矛盾する価値・規範の併存は認められるのだろうか。共通の言語、生活ルールはある程度共有するのだろうか。多様性の許容度から見ると多文化主義政策にもいろいろある。まず、社会統合に際し文化的多様性を許容し、エスニック集団、民族の存在も認めるが、市民生活や公的生活面ではホスト社会の文化、言語、社会習慣に従うべきだとする、「リベラル多元主義」(Liberal Pluralist Approach)の考え方が認められる。これは、私的生活領域での文化的多様性は認めるが、公的生活領域では認めないとする考え方である(学校、公共施設、職場での異言語使用には消極的)。

要するに、家や移住者・周辺民族集団のコミュニティなどの私的な生活空間のなかでどのような衣装をまともによいし、何を食べてもかまわない。どの宗教を信じてもよいが、学校や職場、政治生活など公的な生活場面では、ホスト・支配社会の言語、生活規則を守ってほしいというものである。この場合、公的生活での普遍主義的で近代市民的、合理的な価値・規範や基本的人権理念の遵守が強調される。公的生活ではリベラルな期待や価値観(自由、平等、個人主義、能力主義、信仰の自由等)に基づいた生活が行われ、こうした価値観をより所として人種、エスニシティに基づく公的生活空間での人種差別は禁止され処罰もされる。強制同化は差別行為であるとみなされる。これは、ホス

ト・支配社会の伝統文化、生活様式、言語をなからなまでに同化、吸収する必要はないということの意味する(同化政策ではすべて吸収し、伝統的文化・言語の忘却が強制され、エスニック・コミュニティの存在も原則的に否定される。分散定住が求められるのである)。しかし、私的生活では自由といっても限度があり、男女差別、不平等、権利・人権の無視といったことは許されない。多様性の承認といっても限度があることになる。

しかしこのアプローチでは、差別を禁止して社会参加のための「機会の平等」(equality of opportunity)さえ確保すれば、時間とともにマジョリティとマイノリティの差別、不平等構造はなくなると考える。差別された者やエスニック・コミュニティに対して積極的な財政的、法的援助はみられず、あったとしても最低限度に抑えられる。社会参加のために必要な、ホスト国の言語教育や社会制度に関する教育を中心に援助は積極的に行われるが、エスニック・コミュニティへの援助もホスト・支配的社会への同化を助ける補助機関として認定し、その範囲内での援助に押さえるという傾向が強い。

これは、私的な場面での文化・言語維持のみを認めるという制約の多いものである。同化主義との違いもあまりない場合も多い。同化主義時代においても差別に対する規制は行われる。また、多文化主義をいずれば文化融合社会へもっていくまでの一時的、過渡的な政策として政府が考えている場合もあり、多文化状況を永続的なものと見る意識が薄いことも考えられる。そうでないとしても、マルチカルチュラル・フェスティバルでの民族舞踏、エスニック料理の促進、民族の祭りの奨励という表層的な場合もあり、シンボリック・エスニシティのみの承認に過ぎないこともある。しかし、ともかくも文化の多様性を認知した点で、エスニック・マイノリティにとり有利になったことは確かである。これは、一般的には「文化多元主義アプローチ」(Cultural Pluralist Approach)といわれる(多文化主義を多元文化主義と訳すことがよく見られるが、この文化多元主義と混同しやすいので、多文化主義とここではしたい)。

多様性の承認をもう少し進めると、「コーポレート多元主義」(Corporate Pluralist Approach)と呼ばれる多文化主義

が生まれる。リベラル多元主義は機会均等を保証するのみだが、これは、差別を禁止した上に被差別者は競争上不利であることを認め、マイノリティの社会参加のために積極的に財政的、法的援助を認める。これは「結果の平等」(equality of results)を求めることを意味する。言語的、文化的にハンディキャップを負う人は必然的に社会参加において不利になることは、言葉の通じぬ異国で生活を経験した人であればすぐ理解できよう。さらに他文化の尊重と異文化の人々の不利を克服するため、公的生活領域でも多言語放送、多言語コミュニケーション文書、多言語・多文化教育が盛んとなり、私的な領域に属すエスニック・スクールなどへの援助が拡大される。また、エスニック・コミュニティ言語、文化の維持も政府が援助するため、文化・言語の永続的存続は保証される。そして、政府援助の対象となることにより、エスニック・コミュニティは法人格を与えられる。一方で多文化社会を維持しつつ、他方で異質性故に差別され、不利になる人々が生じないよう努力が進められる。

さらに、就職や教育に対しアファーマティブ・アクションも実施され、民族的マイノリティの人々も人口比に応じて教育、就職の場で代表されるよう配慮される。また、公的機関——行政機関、司法機関、病院、学校等——での通訳や多言語職員の配置は法的に強制され、公務員職への非市民の登用や、場合によっては非市民の地方選挙への参加も認めることがある。エスニック政党の形成や地域的集住を排除しないためエスニック・ポリティクスの発生可能性も高くなる。また、既に注意したようにホスト・支配的社会的社会制度の対応とそれらに対する国民全般への教育・宣伝活動も重視される。加えて、エスニック政党の形成も認められることから、「構造多元主義アプローチ」(Structural Pluralist Approach)ともいわれる(以上の二つの多元主義アプローチを表一にまとめたので参照)。

なお、一般に多文化主義と呼ばれているものは、リベラル／コーポレート多元主義双方の要素を含めた広い意味で使われるが、リベラル多元主義的要素が強い多文化主義、コーポレート多元主義要素の強い多文化主義など、多文化主義の実施国によってその内容は異なるだろう。オーストラリアとカナダでは、多分、カナダの方がコーポレート多

（表1） リベラル多元主義とコーポレート多元主義の比較

比較基準	リベラル多元主義	コーポレート多元主義
(1)人種・エスニシティの法的承認	原則的に認めない。集団を法的実体としては扱わない。しかし、人種、エスニシティに基づく差別は法的に禁止し、制度的差別を廃止する。ただし、プライベートな領域での伝統的文化、言語の維持は認める。	原則的に法的実体を認め、人種、エスニシティに基づく差別を廃止するだけでなく、過去の差別を補償し、機会の平等を達成するとともに、クォータ制度の導入によって結果の平等を公的な達成目標とする。
(2)報償の基準	人々の社会、経済的、政治的地位は個人々の能力、業績といった普遍主義的基準によって決められると考えるので、特定の集団に属することによって人々の待遇に格差が生じないことを第一義とする。 (属性主義否定、普遍主義肯定)	人々の社会、経済的、政治的地位は個人々の所属する集団の歴史的、社会的地位によって左右されることを認める。とくに差別による不利益と機会の不均等も認め、特定集団のメンバーであるという理由で待遇上優遇することもある。 (属性主義と普遍主義の両立)
(3)構造的分化(制度的変化)	原則としては人種、エスニシティに基づく閉鎖的コミュニティの形成、あるいは同化のどちらかを選ぶと自由である。しかし、十分な社会的参加と経済的、政治的報償を得るためにはホスト文化の受容が重要であると考え。さらに、ホスト社会の制度の変更を基本的には認めない。	原則として人種、エスニシティに基づく閉鎖的コミュニティの形成を支持する。その結果、多言語教育、多言語文書、多言語放送などの文化面での多元主義に加え、教育、職業における人口比率に合わせた割り当てを正当なものとする。故に、ホスト社会の制度上の変化を要求する。
(4)文化的多様性の承認	文化的多様性を原則として認めるが、その違いに特別なボーナス・ポイントを与える理由はない。むしろ、国民的合意に基づいた価値、規範の形成が重視される。プライベートな領域での文化維持に限る。	文化的多様性を重視し強調する。また、文化、言語の維持は権利であると考え。国民的合意に基づいた価値、規範の形成を重視するが、むしろ、多文化集団の共存は可能であると考え。
(5)地理的領域	原則として、特定の人種・エスニック集団が、特定の地理的領域を占有する、あるいは集住することは法的に認められない。しかし、差別、偏見がなくならないうちは、正当な防衛手段としてエスニック・コミュニティの存在は過渡的なものという条件のもとで認められる。	原則として、特定の地理的領域の占有あるいは集住を法的に認めよという要求はしないが、人種・エスニック・アイデンティティの維持のため特定の地理的領域における集住を必要なものとする。
(6)言語に対する対応	原則として一言語主義をとる。とくに公用言語においてはこの原則を譲ることはない。支配的言語を標準言語として、他の言語より法的にも、社会的にも優位におく。しかし、他の言語の維持に対して表立った反対はしない。	原則として二言語あるいは多言語主義をとり、特定言語の優位を認めない。また、各言語の維持は積極的に押し進められるべきであるとみなす。

出典：ゴードンの議論を土台にして、多少の変更を加えて作成した。

元主義的要素が強いと思われる。

むしろ、コーポライト多元主義に基づく多文化主義であっても、普遍主義的な市民社会の価値・規範や基本的人権は守られるべきであるとするのが普通である。しかしエスニック・コミュニティの人々の不利を少しでも減らすため、私的、公的領域を問わず多言語を認めると同時に、伝統的習慣や規範の併存もある程度容認しようというものである。文化、言語、生活様式の維持に積極的援助が実施される。しかし、言語、文化、生活様式が平等に扱われる社会はなかなか実現し得ないため、どうしても異文化、異言語集団は不満を持ちやすい。今後、こうした不満をいかに克服するかが大きな問題となる。しかし、民族、エスニック集団の地域的な棲み分けがある場合には、連邦制をとって各文化、言語集団の自治、自立性を高めることが可能だし、場合によっては分離・独立も可能となる。多文化主義は、異文化、異言語の尊重を基本とするため、各文化集団の「民族自決」(self-determination)を認めることにもなりやすい。

ところで、民族、エスニック集団ごとの棲み分けがある場合には、連邦制が採用されることが多いと述べたが、その場合には「連邦制多元主義アプローチ」(Ethnic Federal Pluralist Approach)といえよう。スイスやチェコスロバキア、旧ユーゴスラビア連邦のようにエスニック集団が地域的に分離していたものが集合し、各々の文化、言語、社会習慣を維持しながらも、各地域が連邦を結成して政治的に連合社会を形成する場合も含まれる。連邦多元主義は、地域間には建前上全く不平等はなく、政治的、法的権利は同等に扱われ、連邦議会代表も人口比に従う場合が多い。しかし、多数決では常に小さいエスニック集団が不利なので、決定に際してエリート間の妥協を重視する多極共存型デモクラシー (consociational democracy)⁴⁶⁾、あるいは区画型多元主義 (segmented pluralism) の利用が多い。

各エスニック集団や連邦や連合を結成するのは、多くは経済的効率化、対外的脅威への対抗手段である。ただし、各集団間の経済的格差が大きい場合には連合が不安定になるので、常に経済的、社会的格差の是正が必要になる。同時に、各文化、言語の平等性が守られるように注意しなければならない。コーポライト多元主義が分散混住型多文化

社会における各エスニック集団間の不平等を解消し統合する手段であるとすれば、連邦主義は地域偏住型多文化社会のエスニック集団間の不平等を解消し統合する手段であり、「地域多元主義アプローチ」(Regional Pluralist Approach) といつてよい(もつとも、政治制度としての連邦を形成していなくとも、地域的分離と自立性がある場合も考えられる)。

地域的に周辺マイノリティが文化多元主義、構造多元主義、あるいはより大きな自治を求めて要求を起こしても、それに対して同情的な反応が中央集権的な中央政府や連邦政府から得られない場合には紛争、対立が激しくなりやすい。その結果、単一国家であれ連邦国家であれ、エスニック・マイノリティは分離、独立運動を展開する。とくにエスニック・マイノリティが経済的に独立できる能力ありと判断されると生じやすい。さらに、こうした動きは国家間の地域的統合過程において促進されることが多い。これは、国内周辺マイノリティの国家への依存を弱め、より大きな地域統合体への依存を可能とさせるからである。これはもはや国家の統合を維持するという意味での多文化主義の範疇を越えた民族自決主義に基づく分離であるが、多文化主義の観点から分離・独立を認めるという場合には、平和的な分離が達成される可能性もないわけではない。この類型も多文化主義のなかに入れ、「分離・独立主義多元主義」(Secessionist/Separationist Approach)としておこう。この例としては、一九九三年一月一日に、平和的な交渉のもとで分離したチェコとスロバキアがあげられよう。

三 多文化主義登場までの経緯

国民国家の分裂までも認めざるを得ないという多文化主義が生まれた原因はどこにあるのだろうか。次に考えてみたいが、その主な理由をまとめると以下のようになる。

(一) 民族、エスニシティへのこだわりの再発生——国民国家の擬制の自明化

(一) 民族、エスニシティの持続性を解明する諸理論の発展

(二) 地域的国際経済統合の進展と国民国家主権の動揺

(三) 国民アイデンティティの動揺

民族、エスニシティの持続、再発による民族自決意識の高まりと多文化主義的な要求が高まった理由について考えたい。まず、近代化、国民国家の形成とともに民族、エスニシティあるいは人種意識へのこだわりがなくなると思われていたものが、現実にはそうでなかった。とくに、近代フランス革命によって登場したといわれる国民国家の形成には、一国家単位に取り込まれた人々の文化的、言語的、生活様式などの同一性が前提とされていたが、現実の国民国家は、多文化、多民族社会であることが多い。問題の種は初めから埋め込まれていたのである。国民国家は形成過程において支配的な地位を得た民族が、国家の中枢を握る国民となり、その国民となった民族の文化、言語、生活習慣がその領土内においてスタンダードとなり、たまたま領土内に組み込まれた異質文化・言語集団は強力な中央政府の同化主義政策により同質化される状況が生じた。国民国家の典型とされるフランスにおいても、すべての国民がフランス語を話していたのではない(田中 一九八一、四章、桜井 一九八四、四二一八)。

こうした状況でも、しかしながら、同化させられたマイノリティ集団が政治的にも、経済的にも主流国民と同様に平等に扱われれば問題はない。だが現実には経済発展の進展は、主流国民の多い国家の中央地域から進み、周辺は遅れがちとなるばかりか、周辺の経済開発のため中央から資本の進出がなされる。この結果、周辺地域は経済的には停滞、あるいは中央に対する原材料・低賃金労働者の供給地として位置づけられ、経済開発の際には、中央資本、官僚のもと従属的な地位に甘んじることが多くなる。まさに、国内植民地状況が発生する。こうして、一方では同化主義のもと伝統文化、言語の消滅の危機に見舞われるとともに、国民としては傍流二級市民とならざるを得ない事態が生じると、周辺マイノリティ集団も黙ってはいられなくなる。もっとも最初は、周辺マイノリティ自身も同化努力を進

めることが多い。しかし、文化的同化を進めたとしても構造的同化が認められず、社会の一員であるにもかかわらず、制度的差別のもと従属的地位に甘んじなければならぬことが多く、結局は同化主義に反対し始める傾向が強い。

とくに第二次世界大戦後に経済発展が本格化し、国民経済が実質的に国家全域を覆うようになり、中央からの周辺に対する経済的、政治的影響が拡大するとともに、他方で、教育の向上により周辺マイノリティ集団の平等・権利意識も高まり、また、基本的人権の観点から文化、言語、生活様式の承認要求が高まると、地域主義的な周辺マイノリティ集団の反発が生じやすくなる。こうした事態は、一九世紀以来の一民族、一文化、一言語に基づく国民国家概念の神話性、あるいは擬制的性格を明らかにする（福田 一九八八、アンダーソン 一九八七）。国民国家の擬制的性格の暴露とともに、近代化、工業化は人々の価値指向を伝統主義から普遍主義に変えるので、人種、民族、エスニシティなどへのこだわりはなくなるという楽観的な議論の一面性も明らかになる。

ここで改めて注意したいのは、近代化は人々に合理主義や平等、自由など民主主義的価値を身につけさせ、同時に伝統的民族文化を変容させるが、他方でこうした権利意識、平等意識の高まりは、周辺民族集団や移住者集団の失われつつある伝統文化・言語が二義的な地位におとしめられている不平等状況を認識させることである。逆に民族、エスニシティへのこだわりを強くするという動きをも生む。これは、近代化といっても国民国家の文化・言語は属性的性格をもつものであり、生まれつきその文化・言語を身につけていない者にとっては属性主義に基づく差別に他ならないと意識されるからである。近代化が属性主義から普遍主義への単線的な動きとみるのは単純過ぎる。いずれにせよ、自由、平等意識が普及しなければマイノリティ文化・言語的従属集団は多分抑圧されたまま強制同化されてしまったかもしれない。これはまさに近代化のパラドックスの一つであろうが、近代化、工業化、国際化のもと事実上伝統文化は変容し、かつ共通の価値観は広がっているという状況のなかで、多文化主義が強調されるのである。

国民国家における周辺マイノリティ集団の意義申し立て運動や自立、分離・独立運動の発生は先進諸国はほとんど

で生じたし、なかには暴力闘争をとまらざる悲慘なものも少なくない。さらに、こうした伝統文化、言語、生活様式へのこだわりは移民、難民、外国人労働者などの移住者集団の間にも発生し、同化主義に対する反発が強まった。こうした伝統文化、言語の維持への要求が強まり、こうした要求のもとで文化、言語の多様性を認める方向に国家側も譲歩せざるを得なくなったのである。

同化主義から多文化主義への動きを生んだ社会・文化変動は、多くの関心を引き付け、とくに民族、エスニシティ研究の発展を促した⁽⁴⁾。新しい研究の流れとしては、①原初的特性重視アプローチ (Primordial Approach)、②社会生物学アプローチ (Sociobiological Approach)、③文化的分業アプローチ (Cultural Division of Labour Approach)、④エスニック集団競争アプローチ (Ethnic Group Competition Approach)などがあげられる。前二者は一括して心理・生物主義的アプローチ、後二者は状況的・構造的アプローチと要約することが可能である。こうしたアプローチは、人種主義はもちろん同化主義の議論に疑いを持ち、現代社会においても人種、民族、エスニック問題の発生は十分考えられるとしたのである。

とくに、原初的特性重視アプローチと社会生物学アプローチは、人々の人種、民族、エスニシティへのこだわりは人間の深いパーソナリティ(基本的集団アイデンティティ)や、遺伝的特質としっかり結びついており、伝統文化や言語、生活様式やそれらに対するこだわりを簡単にすてられるような主観的で着脱可能なものとは見ていない。また、文化的分業(国内植民地)アプローチもエスニック集団競争アプローチも、経済発展の過程で生じる中央と周辺の経済的、政治的、社会的不平等構造では、人種・エスニック集団間の経済的、社会的、政治的希少資源をめぐる競争状況が生じやすく、人種・エスニック集団対立が起こりやすいことを論じている。文化や言語、宗教、生活様式そのものの、それらの違いにこだわらうとするエスニック意識、民族意識を主観的で変更可能であるものと見なしているものの、社会的、政治的、経済的不平等改善、あるいは分離・独立のため人々を動員し一定の目標に向けて結集させる道具と

して、感情に訴えて共感を呼びやすい民族、エスニック意識・感覚を利用すると見ている。それ故に双方の考え方も、人種・エスニック現象が過去の遺物、残存物といった消極的な存在ではないことを明らかにしている。こうしたことから、理論的にも多文化主義的な社会統合方法が当面は有効であるとの考えを強化した関根 一九九二。

こうした、国内条件と理論的發展によるものを加え、国際的地域統合により、多文化主義への動きが促進されたことも見逃せない。EC統合がこの面では最もよい事例となる。ヨーロッパ地域での戦争を防ぐために経済協力を中心に、各国間の相互依存関係を強め、究極的には経済的、政治的統合を進めようとする動きは、皮肉なことに統合に参加する各国の国内地域民族主義運動を促進した。従来、各国の周辺マイノリティ集団は国家主権の壁に囲まれた国民国家の枠内だけで活動する他はなく、従属的地位のまま国家に政治的にも、経済的にも依存せざるを得なかった。しかし、EC統合のような動きが生じると、経済上の国民国家の壁が打ち破られ、周辺マイノリティはより広い経済圏に依存することが可能になる。独立してもECに加盟することにより存続は保証されるという期待を抱きやすい。こうした結果、周辺マイノリティの分離・独立運動が盛んになる。また、国民国家の壁の崩壊は、移民、外国人労働者の移住を促進させる。その結果、人種、民族の違いによる差別は禁止されるとともに、文化、言語の尊重もなされるようになる。

経済のグローバリゼーションが小国の独立を可能とさせ、国家レベルでは、民族自決意識の高揚と国家の分裂への動きを強めるのであるが、この動きは、EC統合に参加している国だけではなく、EC統合地域に近接している隣接地域にも影響する。とくに東欧が旧ソ連の支配を脱したいとする時も、EC加盟の可能性が大きな引きがねとなっていたし、ソ連のバルト三国が分離・独立を訴えた時にもECの存在が大きな影響を与えた（広瀬 一九九一、羽場 一九九二、関根 一九九二）。バルト三国の分離・独立運動が、旧ソ連の分裂の大きな切っ掛けとなったことは周知の事実であるが、ソ連外の経済統合の動きは民族自決意識を高め国家分裂を生むという皮肉な結果をもたらした。この点

で、ゴルバチョフの欧州の家構想は、ソ連のヨーロッパ的性格を強調するものであったが、それはバルト三国の「脱スラブ入欧」意欲をさらに強めるように作用したといえよう（山内 一九九〇、六八―七一）。

こうした地域統合は、さらに多文化主義への圧力を高める。それは、EC統合などにも見られるように、経済、社会（社会保障、労働条件）、政治面での斉一化、同一化、調和化が図られているにもかかわらず、文化、言語、生活様式においては同一化を求めるといった動きはなく、むしろ各国の文化・言語の多様性が強調され尊重されているばかりか、各国内の少数民族や移住者集団の文化、言語までも尊重しようとしている。実際、国際交流において多文化尊重を説きながら、国内問題においては同化主義を唱えるのは不可能になったといっている。EC統合を始めとする、いくつかの地域国際統合の動きは、さらに国民国家の再編を促すとともに、国民国家は分裂を防ぐために同化主義から多文化主義への動きを強めることになるであろう（林 一九九〇、小久保 一九九〇）。

国際的地域統合の動きは、国家主権の動揺を導きますが、これは他方で国民のアイデンティティの動揺を生みやすい。それは、EC統合に見られるように、一方では国内の地域マイノリティ集団や移民、難民、外国人労働者等移住集団は独自の地域アイデンティティを活性化させるし、そうした動きに対抗して主流国民も民族意識を活性化させる。これは、旧ソ連におけるロシア民族意識の高揚と同じものである。他方で、EC市民といった新しい統合レベルでのアイデンティティも発生してくる。この結果、人々のアイデンティティは、国家を超越したレベル、国民国家レベル、国内の地域民族・移住集団レベルとに細分化されていくことになる。すなわち、国民アイデンティティが相対化されることになる。また、これは国際的地域統合により、一国民国家の文化、言語も相対化されることになる（梶田 一九九一）。

人々が、これら新しいアイデンティティに対してどれだけの共感を持ち、三つのレベルにどのような愛着を感じるかは様々であろうが、かつて国民国家が独占していた愛着を国民国家が、従来通りに維持することはもはやできない。

こうして、国民国家の文化、言語同化能力は減少せざるを得ない。この場合、保守的な国民の一部には国民文化、言語に対する愛着が強まり、統合反対への動きがでてくるかと思えば、統合に利益を感じる人々は国民アイデンティティと統合地域レベルあるいは移民、難民、外国人労働者集団レベルへのアイデンティティも過不足なく発達させる場合もあろう。アイデンティティの対象が増加することは、多文化主義への要請を強くする結果になる。こうして多文化主義への圧力が強まるが、これは、一般的な国民国家であろうと移民国家であろうと生じる。

四 多文化主義の限界

多文化主義とは、しかしながら既に説明した通り、現実的、理論的双方から要請されており、それなりに有効性も高いが問題がないわけではない。そこで、次に問題点を探ってみたい。主な問題点は以下の通りである。

- (一) 文化、多元性の定義の曖昧さ
- (二) 文化の多様性とナショナルリズム——外交への影響
- (三) エスニック・マイノリティへの公的財政援助とホスト社会の反感
- (四) 希少資源をめぐるエスニック集団間の対立
- (五) エスニック・ポリティクスと多文化主義——多文化主義の解釈の偏り
- (六) 万能薬ではない多文化主義
- (七) 多文化主義の応用の範囲

(一) 定義の曖昧さ

第一に、多文化政策を考える時、文化の多様性をどこまで認めるのかという「多様性の許容幅」がすぐ問題になる。先の議論においては、多文化主義の中身にはリベラル多元主義、コーポレート多元主義の違いがあるとしたが、現実の多文化主義政策において、文化の多様性をどこまで認めるかという点で十分なコンセンサスができていないとは思えない。それ故に、多文化主義に対する定義もまちまちで、多文化主義について語る人の数だけの定義が存在すると考えられる。先にリベラル多元主義の説明において、多文化主義というものをマルチカルチュラル・フェスティバルやエスニック料理店の繁栄のみに意味を限定しようとする試みもあると指摘したが、他方で、文化相対主義を徹底させ、独自の法体系の維持や生活様式を維持しようとする原理的、根源的な要求もある。また、主流国民の文化、言語、生活様式との社会・文化的距離の度合いによって多文化主義への期待度も異なっており、多文化主義そのものの具体的な定義となるとほとんどお手上げ状態である。それは、ホスト・支配社会に属す側の定義であれマイノリティ側のものであれ同様である。

実際、カナダ、米国、オーストラリアでは北ヨーロッパ系非英語系移民、難民は同化への理解を示しており、多文化主義への関心は低い。東・南ヨーロッパ系非英語系移民、難民はそれに対して多文化指向が強い。イスラム教徒や先住民は多元性指向、分離指向はさらに強い。こうした違いは無視できないし、ホスト・支配社会側の人々の認識も多様である。実際、各文化を相対主義的観点から等価値的存在としてみнаすと、市民社会としての法的秩序さえ維持し難くなる。キリスト教的市民社会の法的秩序とイスラム教的社会秩序、そして先住民の法的秩序等を一つの社会でうまく統合し得るのかという問題もでてくる。そもそも文化により結婚適齢期、夫婦の形態、男女の性役割、紛争・犯罪の処罰の規定も違う場合が多い。まさに、社会構造の違いや政治的信念、政治活動イデオロギー、そして生活様式の違いまで積極的に認めることになる、構造的に違うものが共存することになり、社会統合に否定的な影響がで

る可能性が強い。

また、基本的人権、民主主義、自由・平等といった近代市民的価値観点からすると、とても許容できないような、男女差別(女性問題は重要)、家父長的親子関係・家族形態、權威主義的労使関係(家族企業での家族、親族の労働条件の劣悪性、教育への保守的態度、権利・義務意識の欠如、宗教的非寛容性などが、ある特定の文化集団に見られる場合に、一体どう対応すればよいのかという問題もでてくる。つまり、各集団間の文化と平等を認める集団間平等(集団主義的平等)と、その集団内と集団を超えた個人の平等(個人主義的平等)の二つの原理がぶつかることになる。文化相對主義に徹し、かつ各文化集団を法的実体視して、内部問題に介入しないという意味での集団主義/相對主義的立場をとると放置せざるを得ない。しかし、先進諸国では近代的市民社会の合理性、規範意識の普及も必要だとの合意も強いし、各集団内の個人はやはり平等、自由であるべきだとすれば個人主義/普遍主義的立場から介入することも可能となる。もっとも、文化・言語の自由が、信仰の自由、言論の自由などのような基本的人権の一部として認められるようになれば、同化主義の正当性は消え去るように、文化、言語、異質社会構造の存在も保証される可能性が高い。この両者の矛盾は大きく、解決は思ったほどやさしいものではない。

カナダ、オーストラリアの多文化主義の場合には、普遍主義的な価値・規範や、そうしたものから導きだされる生活様式(生き方)への同化(普遍主義的同化)は要請されている(表二参照)。確かに、国民国家の主流民族の文化、言語、生活様式すべての面において同化(民族主義的同化)を強制することは、現在では多文化主義のもと差別とみなされるが(リベラル多元主義的な多文化主義においても、後者についての同化を要求することは差別とみなされる)、急進的、分離主義的な多文化主義においては、普遍主義的観点からの同化についてもコンセンサスを得ることは難しい場合がある。伝統的生活様式、価値・規範が普遍的基準に違反する場合には、後者が優先するという取り決めを前提として、また、その範囲内において個々の民族、移住者集団の伝統文化、言語などの併存を認めるといふように、多かれ少なかれ普

(表2) 普遍主義的同化と民族主義的同化

①政治・社会文化レベルへの同化 (基本的人権: 民主主義, 平等主義, 自由主義) = 普遍主義的同化主義 (社会学的同化) 市民社会への同化 (近代市民的価値の許容)
②ホスト社会の伝統文化・価値への同化 = 民族主義的同化主義 (文化人類学的同化) 文化人類学的, 民族学的文化への同化 (衣食住の形式・内容, 民族文化)

遍的な価値・規範の存在は社会統合にとり最低限必要であろうと考えるのが一般的であるが、それさえも否定されることがあり得よう。

つまり、普遍主義的価値の押しつけは当然だとしても、民族・エスニック集団側はそれとても、自らの伝統的価値を破壊する差別行為であると意識し反発することもあり得る。彼らは、民族主義的同化はもちろん、普遍主義的同化をも人種・民族差別として意識するであろう。民族主義的同化の強制も裏を返せば民族的差別であり、普遍主義的同化の強制も普遍主義的差別となる。イスラム教徒から見れば、西洋人の主張する近代市民社会の普遍的価値も、西洋の特殊な文化伝統に過ぎないかもしれない。また、宗教がプライベートルな信仰問題となっているキリスト教社会と、公的・私的双方の領域にまたがって大きな影響力をもつイスラム教社会の伝統はぶつかりやすく、文化的妥協は難しい(山内 一九九〇、Ⅺ章、日本経済新聞社編 一九九二)。これは、正統ユダヤ教徒の場合でも同じで、男尊女卑の風習は強く、本人達の同意なくしての見合い結婚は現在でも行われていると指摘されているし(上田 一九八六、一〇六―七)、公教育における宗教教育の廃止を唱えるイスラエルの教育大臣への批判も強い(朝日新聞 九二年一月一日)⁽⁵⁾。

また、カナダ、米国、オーストラリア、フランス、英国などでは、民族的伝統と近代市民社会的価値・規範は表裏一体のものであり、それらは自らの文化的伝統の一部となっていると感じられているため、分離主義的で急進的な多文化主義は、短絡的に自らの民族的文化の否定だけではなく、近代的普遍主義的価値をも否定するものであるといった感覚に囚われやすい。そのために、多文化主義は普遍的文化を否定し、社会統合を危うくするも

の意識されがちである。その結果、多文化主義に対して同化主義を強調するような議論が逆に高まる可能性が強い。近年、米國、フランスなどでは多文化主義批判がこうした角度から増加している。そのような例としては、ブルーム（二九八八）、シュレジンガー、J. r.（一九九二）、フィンケルクロート（一九八八）などが日本でも紹介されている。實際、急進的で分離主義的な多文化主義の発生は、こうした心配を正当化させる。むしろ、多文化主義がすべてそうしたものであるとは限らないが、急進化の不安は否定できない。一九九二年四月一二日付けタイム誌は、米國におけるここ数年の多文化主義論争は、多文化主義の維持で決着したと報告しているが、どのような多文化主義かという点でコンセンサスができたというには程遠い状況であると思われる。⁽⁶⁾

また、このように議論がまとまっていけないことは、逆に差別の定義を曖昧にしてしまう。多様性を極端に強調する社会では、同化主義の強調は少しでも差別と意識される。多様性に不寛容な社会では、同化主義は差別ではなくなるというように、差別と非差別の境界はもともと変わりやすい。現在では、多文化主義の影響で少し前まで差別でなかった同化主義が、今や差別とみなされつつあり、差別の境界も変化している。多文化主義においてはその差別の境界も曖昧になりやすい。連邦型および分離・独立型の場合に比べ、混住型社会においては多文化主義における多文化の許容の度合いは大きな問題となる。そこから、人種・民族差別の定義も曖昧となり、紛争解決も厄介になっている。要するに、文化とは、文化人類学・社会学では「生活そのもの」を示すわけで、民族衣装や料理、お祭りや踊りのみを指すわけではない。社会制度、生活様式を含んだ広い概念であるとする、以上のような全く異なる社会構造や生活様式を認めるか否かという大問題にぶつかるのである。そして、文化間の妥協も思ったより難しく、共通点をつけることが容易にできない場合には、多文化主義は問題を孕むことになる。民族、エスニック集団の政治的力関係により多元性の度合い（多文化主義の定義）も変わってくるため、解決は難しいものになる。同化主義や人種主義の定義が割合易しいのに比べて、多文化主義の内容確定は大変難しい。それ故に、多文化主義の文化の定義を広くとるの

か、狭く限定的で象徴的なものとするかによって、その意味するものが異なってきてしまう。

オーストラリアにせよカナダにせよ、また他の欧米諸国にせよ明確な定義は存在しない。そのため、多様性の許容度については合意されていないようである。概して、政府は保守的な定義を好み、多文化主義という名のもとで多様性の強調よりもエスニック・マイノリティの社会参加の達成と平等化、反人種差別キャンペーンといった無難な政策に力を入れがちであり、多文化の尊重と維持問題は、むしろエスニック・ロビーのつき上げによって強調するという傾向がある。こうしたことは、連邦型多元主義国家でも同じで、中央政府と州、あるいは州間での多文化主義の定義が異なることも十分考えられる。また、経済統合を進めるEC諸国での文化の多様性の定義でもコンセンサスを得るのは難しい。オーストラリアでは、多文化法 (multicultural laws) の制定を急ぎ、現行の民法、刑法に国内のエスニック・コミュニティの生活習慣、文化 (価値体系) を考慮して修正を加えるという試みがなされているが、これも困難がともなう作業となるに違いない。⁽⁷⁾

なお、多文化主義の適用範囲についても異論がある。すなわち、周辺マイノリティ集団や先住民の一部には、こうした多元主義的政策は生温いとして、分離・独立運動や多文化主義否定の声が大きい。オーストラリアではアボリジニ独立国家を認めさせようとする動きが生じている。アボリジニ政府、アボリジニ・パスポートの認知といった急進的な動きにでる者がいる。これは、アボリジニの文化は独自の文化であり、多文化主義のもとで他の文化と一緒に扱われ、その重要性が相対化され、とくにアボリジニの不平等問題、民族性破壊の歴史を軽視されたものではたまたらないという考え方を表明する。とくに、多文化主義はその点で、先住民 (世界各地の先住民も同じ) の特別な地位とその不利な地位を隠蔽しようとするものであるとの批判がある。要するにアボリジニ文化を相対化してしまうというものである (あくまで *one of them* ではなくて *one of one* なのである)。この点は、米国でも同様な批判がみられる。オーストラリアのアボリジニの間では、多文化主義は新しい移民のものであってわれわれのものではないという意見が

強い。

また、多文化主義の定義の曖昧性に関連して、手段としての多文化主義なのか、目的としての多文化主義なのかの問題となる。それは、多文化主義が最終的な目標になっているのか、あるいは当面は多文化主義を強調するが、徐々に同化・融合社会へともっていくのかといった目的か、手段かの違いもはっきりしていないのである。手段とする場合には、近年の民族、エスニシティ意識の高まりがあるので、当面はそうした欲求に妥協するという場合も考えられるし、あるいはよりプラクティカルにみると、移住者をいきなり新しい社会に入れると精神的にも不安定になりやすいので、とりあえずエスニック・コミュニティに入れておき、社会に慣れるのを待って主流社会に入れるとよい結果がでるといわれているので、そうした適応のための手段として限定的に民族、エスニック・コミュニティの存在を認めるといふ場合である。この傾向は、既に指摘したようにリベラル多元主義的要素の強い多文化主義において見られるが、手段か目的かの論争も継続中である。

(二) 文化の多様性とナショナルリズム——外交への影響

文化の多様性の際限のない容認は、社会の崩壊につながると不安がる人々も多い。オーストラリアにおいても多文化主義の定着につれて、反多文化主義の動きも強くなっている。かといって安易に同化主義に戻れない現状で、多文化主義の概念規定をめぐる論争が忍耐強く続けられなくてはならないが、世界的に経済が沈んでいる時でもあり、人々の多文化主義に対する苛立ちも高まっているようである。とくに、多文化主義の承認は、移民、難民がホスト国よりも出身国に対する忠誠を強く維持することになり、国家の安定が危うくなるとの論議が根強いいため、多文化主義への抵抗は強い。

実際、最近の国際的情報通信の発達は、国際紛争が国内エスニック・マイノリティの立場に影響するようになって

いる。その結果、移民社会では遠い異国の国際、国内紛争が身近な問題となりやすい。例えば、一九九〇年八月から翌年二月にかけての中東湾岸紛争とそれに引き続く湾岸戦争が勃発すると、米国率いる多国籍軍派遣国在住のイスラム教徒は、イラク人であるばかりでなく、ともかくもイスラム教徒であるということで差別、偏見の対象となり、様々な嫌がらせを受けた。他方、イラク国内の親戚を思い反サダム・フセインの立場に立てず、ホスト国政府の軍隊派遣批判を行う者の心情を考えず、反対者を攻撃する事態も発生した。むしろ、反政府的立場を本気で主張する者も多かったが、それは、最近の文化多元主義的な社会統合政策が原因であるとして、ホスト社会の人々による同化主義への復帰あるいは強制送還を訴える人種主義的言動を目立たせたのである。

イスラム教徒を十把一絡げにして敵とみなして攻撃しながら、同じホスト社会の者が反政府的言動をとっても無視するということは明らかに人種差別的行動である。これが単なる嫌がらせに終わらずテロ活動へとつながる可能性もある。他方、イラクよりスカッドミサイル攻撃を受けたユダヤ系の人々への批判も高まった。これは反米国、反戦主義者に多かったが、いずれにせよ湾岸紛争、戦争に関わった国からの移住者の間と、彼らとホスト社会との間に摩擦が生じたのである。オーストラリアの場合、エスニック・マイノリティに対するテロ、嫌がらせ、デモ、社会紛争が見られたものの、八〇年代より叫ばれてきた多文化主義のもと、人種差別行動を批判する強い風潮があったため大事には至らなかった。

こうした多文化化あるいは多民族化する社会では、異文化、異言語集団の発言の自由や政治的権利を認める風土が社会的安定のため重要だということも確かである。しかし、ホスト・支配社会側から見ると移民、難民集団の忠誠度に対する不安がある。とくに、イラク系移民のサダム・フセイン支持の各州都でのデモは派手に報道されたため、多文化主義に賛成している者にも疑問符を抱かせたようである。多文化主義がこうした出身国への忠誠を強化するものなのか、ホスト国への忠誠の障害となるのか、その因果関係のほどは厳密に論証されたわけではないが、人はすぐ多

文化主義に問題を見ようとすることも確かである。多文化主義についての定義の曖昧さからも仕方のないことかもしれない。

かつてのフォークランド戦争の時もオーストラリアでは、英国系移民とアルゼンチン系の移民との間にいさかいが生じたし、ユーゴスラビアのクロアチアとセルビアの対立がそのまま社会に持ち込まれることも在りうるのである。現在、ユーゴスラビアではオーストラリア市民が敵と味方に別れて内戦に参加している。中東紛争が起きるたびに、イスラエルに帰国し軍隊に志願するユダヤ系の若者が現れる。こうしたことは、同化主義時代でも存在するが、多文化主義時代ではますます発生する可能性があると思なされやすいので、多文化主義の前途に国際紛争が影響することになる。また、エスニック・グループの民族性強調は、母国とのつながりを強化するため、外交にも影響がでるとの懸念がある。これは、米国でのユダヤ人の影響が問題視されるが、オーストラリアではヴェトナム難民と外交との問題がとりざたされた。多文化主義の行き過ぎを批判する者は、国家主権の相対化への不安にこだわり、国民国家への忠誠問題で懐疑の念を抱く者が多い。⁽⁸⁾

（三） エスニック・マイノリティへの公的財政援助とホスト社会の反感

多文化主義でも、コーポレート多元主義的要素が強くなってくると、公的な財政援助がエスニック・マイノリティに対して行われるようになり、その額も大きなものになってくる。多元主義時代でなくとも、移民、難民、地域的エスニック・マイノリティへの渡航費援助、定住促進プログラムの存在、ホスト言語教育援助、そして先住民に対する社会福祉、産業助成、教育・訓練プログラムの実施は、一般ホスト・支配社会国民に対し、エスニック・マイノリティ達が特別に優遇されているという認識を与えがちである。援助が、多文化主義のもとエスニック・スクール、通訳、文化・歴史教育、文化維持活動にまで及んでくると、一般的な国民の不満が高まる可能性がある。

この問題には、経済的な側面と国民的アイデンティティの側面が考えられるので、その二つを分けて考えてみたい。

経済的な不満

まず第一に経済的問題であるが、一九七〇年代以降は先進諸国において経済成長率の停滞により、失業率も恒常的に高いという状態が続くと、移民、難民、外国人労働者そして地域エスニック・マイノリティに与えられる文化維持のための財政援助への不満が高まる。また、七〇年代後半より経済成長鈍化により、先進諸国の多くは財政赤字の縮小のため、福祉予算の削減、公企業の民営化などの政策と同時に、経済活動活発化のために為替自由化、金融活動の自由化、各種経済活動規制の緩和、海外資金の導入のための高金利政策、法人税・所得税の低減と間接税の拡大という新自由主義的経済政策を導入した。しかし、こうした政策は下層ホスト・支配社会国民の生活をも圧迫する結果となり、こうした人々の多文化主義予算の増加に対する批判は高まっていくことになる。

実際、多文化主義、エスニック・マイノリティ優遇政策のもと様々な形で優遇され、自分達よりよい生活をしている人々を見ると（アメリカでは黒人市長が増加している）、エスニック・マイノリティに対する下層市民一般の反感の増大が結果される。これは、先住民エスニック・マイノリティに対しても同じである。さらに、中上層階級の者も政治的、経済的特権が脅かされることに對する不安を感じ始め、多文化主義、エスニック・マイノリティ優遇政策の行き過ぎを批判するようになる（優遇政策が逆差別であるとの批判）。その結果、ホスト・支配社会の政府は、エスニック・マイノリティ優遇策の実施や予算の削減を行うことになり、これが逆にエスニック・マイノリティ側の不満を生む。両者の不満が何かの切っ掛けで暴動や、分離主義運動につながる可能性がある。一九九二年四月から五月にかけて発生した米国ロサンジェルズ人種暴動がその一例である。

こうした意味では、多文化主義、エスニック・マイノリティ優遇政策は経済成長の拡大期ではなく、どちらかとい

うと停滞・安定期に入り、かつ福祉予算の拡大が望みにくいという時代に、その必要性が認識されたという不幸な運命を背負っている。実際、国際的な経済競争という国際化の時代に、多文化主義は大きな経済的、社会的コストをもたらすものと意識されている。翻訳、通訳、多言語放送、多言語出版、多言語教育、多文化教育などの予算は、同質社会においては不必要なコストである。日本経済の強さは日本社会の同質性にあるといった一九八六年の中曽根元首相の発言はその意味で正しい。それ故に、移民、難民、外国人労働者、地域エスニック・マイノリティに対する公的費用の投入が避けられぬ場合でも、大きなコストと意識される。しかし、そうした予算を削減すれば、社会不安というより大きなコストを後に支払わなくてはならない。それ故に、単に経済的状况がよければ導入し、悪い時にはやめてよいというわけにもいかない。

たしかに経済的に条件がよければ、財政的にも可能であるし、人々も寛容であるから多文化主義の拡大には抵抗は少ないであろう。しかし、経済的コストと社会不安というコストを考えれば、経済停滞期においてもおろそかにできない支出である。それ故にこそ、多文化主義が長い目でみて、社会全体に恩恵をもたらすものであって、一部の者に対する優遇策であるという偏った見方が生まれないようにする必要がある。しかし、そのために国民全体を教育することが必要だとすると、そこにも膨大な予算が必要となる。多文化主義は、経済停滞のなかで大きな試練を迎えているといつてよい。

ナショナル・アイデンティティ動揺への不安と不満

多文化主義の強調は、逆にホスト文化グループにとっても利用できる手段となる。すなわち、マイノリティの文化尊重をいうのであれば、ホスト文化も同様に重視、尊重されるべきであり、それが多文化主義のよいところであると主張するのである。ヨーロッパで東欧難民や外国人労働者を排斥しようとする極右人種差別グループや保守主義者の

議論となっているし、オーストラリアでも最近の新国旗制定問題、共和国問題において保守主義者が、英国の文化と英国とのつながりを強調するために、多文化主義者に対抗して別の角度から多文化主義の擁護を行っている(関根一九九二d)。こうしたことは、民族主義運動が盛んになった旧ソ連でロシア主義が強まったことと似た現象である。米
国においては、保守白人の積極的差別解消策への反発や同化主義の主張に見られるようになった。

このような極右集団の多文化主義批判は、往々にして一般大衆の静かなる支持を受けることが多い。それは、多文化主義やマイノリティ援助に対する批判は、それがどんなに合理的と思われるものであっても、人種・民族差別主義者というレッテルを貼られる可能性がある。そのため、人々はおおむね批判を抑制せざるを得ず、代弁者としての極右集団を静かに支持することになる。結局、道徳的正統性を多文化主義を支持するマイノリティ側や多文化主義を主導する政府、官僚に独占される傾向が強いため批判しづらいのである。米国の場合、アフーマティブ・アクションへの批判が強いかかわらず、それらが維持されているのはこうしたメカニズムが働いているからでもある(リップセット一九九二c)。人種差別主義や同化主義は大衆の直接的な支持を得やすいが、多文化主義では表向き賛成ではあるが、内実は批判的、反対といった屈折した心理状況が生まれやすいのである。こうした状況は、国民アイデンティティの動揺による不安と不満から生まれやすい。多文化主義やマイノリティ尊重への反発は、ホスト社会側の被害者意識に根ざすものであり、場合によっては多文化主義が社会的不安の原因になるという、反多文化主義者の予想を実現させることになる。一般の人々の理解を得る努力をしない多文化主義のむやみな強調は、こうした面からも問題があるのでなお検討の余地がある。

(四) 希少資源をめぐるエスニック集団間の対立

コーポレート多元主義的要素の強い多文化主義時代においては、エスニック集団に対する公的援助の拡大が行われ

やすい。しかしそれは残念ながらすべてのエスニック・コミュニティを満足させるような額ではない。その結果、少ない多文化主義予算をめぐって、エスニック・コミュニティ同士の間で、予算をめぐる対立が生じやすい。カナダにおいては、当初、二言語主義が導入されたが(一九六九年の「公用語法」(Official Languages Act))、取り残された他のエスニック・マイノリティが二言語主義を批判し、一九七一年にカナダ政府は、多文化主義導入を決定したように、多文化主義では必然的に多様なエスニック・マイノリティに対して不公平がないような配慮が必要となり、資源分配にも注意が必要となる(田村 一九九二、二三四―七)。そして、すべての文化集団を公平にということから、その対象範囲は文化・言語の多様性に応じて永遠に広がっていくかのように見えるほどである。

全体的に見ると、規模の大きい移民、難民、地域エスニック・マイノリティ集団ほど、政府の財政援助は大きくなる。大体において人口比に比例した配分が取られやすいからである。しかし、現実的には新しい移民、難民集団、小さな地域エスニック・マイノリティの方が、一人当たりの援助は大きい必要がある。そこで、政府としては大きなエスニック・マイノリティに対しては自助努力を期待することになる。逆にいうと、政府は公的予算の支出を削減するために、各エスニック・コミュニティ組織の強化を図り、民族、エスニック意識の強化と自助努力を促さなければならなくなる。多文化主義は、こうしたエスニック・コミュニティの自立化を要求するものであり、他方、こうしたエスニック・コミュニティの拡大は、多文化主義予算の増大を要求する圧力を生むことになる。

こうした結果、エスニック・コミュニティ組織は、成員の確保を図るためその活動を充実するとともに、文化、言語、生活様式の維持をより一層強化しようとする。なにしろ文化的、言語的異質性がその存在理由なのだから当然である。その際、各エスニック・コミュニティは伝統的文化や言語に対する原初的愛着に基づく文化集団というよりは、経済的利益の拡大という利益集团的性格を強める。その結果、政府予算の拡大と各エスニック・コミュニティへの配分をさらに増加させようとする。こうして、多文化主義はエスニック・コミュニティの自立的拡大と政府予算の拡大

を雪ダルマ的に拡大させる圧力と期待を高める。故に、エスニック・コミュニティ間の予算の取り合いも活発になる。コーポレート多元主義的要素の強い多文化主義が一度導入されると、このような多文化状況を継続化させる多文化主義の持続的圧力が強くなり、ホスト社会の人々に不安を与えやすくなる。

現在のところ、エスニック・コミュニティ間のあからさまな対立が見られるとは思えないが、配分をめぐる紛争は十分考えられる。オーストラリアでは、まず多文化予算の拡大のための大同団結が叫ばれているという段階であるが、インドシナ難民の場合、不当にヴェトナム難民が優遇され、カンボジア難民などは冷遇されているという不満が広がっている（例えば、ヴェトナム・ポートピアブルの難民認定率は高いのに、カンボジア・ポートピアブルは強制送還される可能性が高いという不満）。理屈の上では、こうしたことが拡大するとエスニック対立は、ホスト・支配社会との対立を含んで、複雑な社会紛争を生じさせ始め、その結果、多文化主義批判を強めることも十分考えられる。

(五) エスニック・ポリティクスと多文化主義——多文化主義の解釈の偏り

ところで、こうしたエスニック・コミュニティの法的実体化にもなう予算配分は、そのままエスニック・コミュニティの利益集団化、圧力団体化を生みだし、政治的活動を活発化させる。また、エスニック・コミュニティの政治化は、こうした既得権を守るとともに拡大しようとして、エスニック・ポートとして政治的影響力を振るい始める。多文化主義のうちコーポレート多元主義要素が強い場合には、積極的な政治参加も認められるし、エスニック政党の設立も可能となる。この政治的圧力団体化は、労働組合、教会、福祉団体、環境保護団体、反戦団体と同じように、社会的影響力を持ち始める。そして、多文化主義とエスニック・ポリティクスの関係が明白となる。

こうした結果、多文化主義が一部エスニック・コミュニティのための政策であり、それによって利益を得ているのは、エスニック・コミュニティだけであり、社会全体から見るとコストとなっているといった認識を与えやすくなる。

また、これにエスニック・コミュニティ同士での希少資源の奪い合いという事態がともなえば、そうした傾向はますます高まって行くであろう。エスニック・ポリティクスの拡大は、多文化社会では必然的なことであるが、それは多文化主義の解釈を狭く解釈させようとする動きを拡大させる。その結果、ホスト・支配社会の国民とエスニック・マイノリティの間の反目、またエスニック・コミュニティ間の対立が存在する場合には、そうした対立を助長することになる。

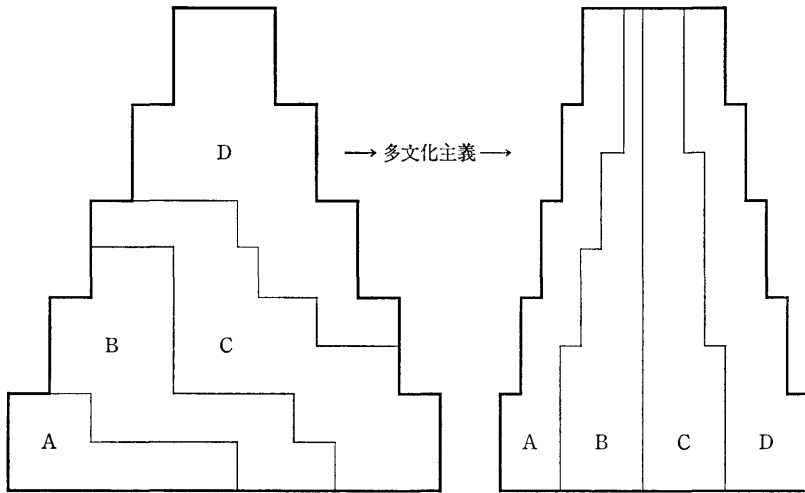
（六） 万能薬ではない多文化主義

近年、文化、言語に対する保護措置は、以上のように多文化主義と称されて多民族社会における同化主義の限界を感じた政府の主導のもと導入されることが多くなっている。しかし確かに、同化主義政策は大きな限界をもっているが、さりとて多文化主義が人種・エスニック問題の解決にとり万能薬であるとはとてもいえないのである。すでに冒頭で述べたように、多文化主義のできることは限られている。オーストラリア、ニューサウスウェールズ州政府機関のレポートは次のように述べている (FRANCISW 1986, 16)。

「はっきりしていることは、多文化主義が社会の人種・民族・エスニック集団間あるいは個人の間の不平等構造を取り除く万能薬ではなく、せいぜい人種・エスニック集団の間の不平等をなくして、人々が平等に平等になれるようにするだけだ」

多文化主義は、特定の人種・エスニック集団が恒久的な不平等状態におかれ、集団全体の人々の社会移動が極端に狭められているという状況を改善したり、そうした状況の発生を防ごうとするものであるが、全てのエスニック・マイノリティの構成員を満足・幸福な状態にするためのものではない。すなわち、ホスト・支配社会の成員に対して、属性的基準によって余計に差別されている状況を取り除こうというささやかな試みである。また、アフアーマティブ・アクションのもと黒人の貧富の差が開いたと指摘されるが、それは白人社会の貧富の差と同じになってきたこと

(図1) 多文化主義と不平等構造の改革



(注) A, B, C, Dはエスニック集団を示す。

を意味する。つまり、白人同様に貧富の差が広がってきたということであり、全員が貧乏だという状況ではなくなりつつあることを意味するのである。むしろ、多くの黒人がまだマイノリティの状況から脱出できないが、あくまでも黒人全体が中産階級となり、一部貧困白人より上昇移動するというようなことを保証するものではない。むしろ、多文化主義の結果、エスニック・コミュニティ内の貧富の差を増大させることは十分あり得るのである。アフアーマティブ・アクションが導入された黒人の間では、むしろ貧富の差が広がったという指摘があるが、それ自体はアフアーマティブ・アクションの効果なのであり、現行のアフアーマティブ・アクションができたことはここまでするのである。⁽⁹⁾

しかしながら、こうした限界があるにもかかわらず、人種・エスニック問題解決策としての多文化主義に過剰な期待を寄せる傾向が見られる。その結果、エスニック・マイノリティ集団内の不平等も大きな問題となり、ホスト社会からの差別であるとの批判を続けることになるが、それが行き過ぎると、ホスト・支配社会の国民からの反発も拡大するのである。多文化主義は、とくにコーポレート多元主義においては、

積極的なエスニック・マイノリティの社会参加を促すのであるが、それは社会構造において他のグループと同様な社会的資源の配分状況を享受することにある（図一参照）。

社会全体の不平等構造改善には、男女差別、年齢差別、地域格差などの他の差別との総合的な戦いのもてなくては解決がつかないのである。要するに経済、社会、政治的マイノリティ全体に対する総合的なアファーマティブ・アクションなり補償的措置が必要なのである。この点に関して、社会主義が予定通りの効果を発揮できなかったのは、最近の社会主義諸国内の民族運動を見ればよくわかるが、ともかくも社会全体の不平等構造解決には、広いストラテジーが必要である。多文化主義の成功のためには、正しい認識が必要だが、現在、こうした認識が一般化しているとは思えないために余計な対立が生じやすい。いずれにせよ、多文化主義の定義と可能性に関して厄介な問題が存在するのである。

（七） 多文化主義の応用の範囲

既に、多文化主義の曖昧さの議論のなかでも指摘した通り、先住民が多文化主義に反対しているが、ここには異なった角度から問題を指摘したい。まず、アメリカ合衆国の黒人に対して適用は可能かという問題である。多文化主義は、伝統的民族文化所有者に対しては有効かもしれないが、長い奴隷時代や差別を通じて脱民族化、脱文化化された黒人や、あるいは同化されてしまった人々に対して、多文化主義は通用しないかもしれない。彼らは、文化、言語で差別されているのではなく人種的差異で差別されているとすると、多文化主義は役に立つのかどうか検討の余地がある。むしろ、多文化主義を強調するためには、新しい文化的伝統をつくり出すという創造的エスニシティへの努力が必要になるが、明確な文化を持たない人々には適用しにくいイデオロギーであり政策である。

また、ユーゴスラビアのような民族紛争社会にも適用可能かどうかという問題がある。カナダ、オーストラリアな

ど国民国家が成熟し、社会的にも安定し経済的にも豊かで人々の権利意識、基本的人権に対する考え方が一応確立した社会には適用できるが、互いの民族の憎悪が強く、経済、社会的不安の多いところでは無理かもしれない。さらに、国民国家の形成途上にある開発途上国などに適用できるかどうかも問題となる。国民的一体化と国民的動員こそ今必要とされている社会において、部族意識、エスニシティ、民族意識の強調と多文化主義の導入は、社会的不安を増大することにならないか。しかし、他方、強制的同化主義は紛争のもとであることも確認されている。そのため多文化主義的な観点からの民族的寛容性を強めつつ、民族的共存の方法を探ることも否定できない。とはいえ、国民統合状況の極めて不安定な場合への応用は不可能であると決めつけられないとしても、今のところ国民統合状況が安定している社会により向いているとの限界は認めざるを得ないだろう。

五 民族紛争の制度化のために——階級闘争から民族闘争の時代へ

多文化主義は、民族、エスニシティに対する人々のこだわりは、同化主義が予想したように簡単に消去できるといえるものではないという前提で成立しているが、今日、人々がなぜ民族、エスニシティにこだわるのかといった点に対する、理論的説明が進んでいるとはいえ、多文化主義の受容について万人を納得させるところにはきていない。人種主義を信じる者（最近の欧米における極右運動、米国の黒人差別やニューレイシズムの台頭）、同化主義を今だに堅く信じる者も依然として社会の中には大きな勢力として存在している。また、多文化主義を信じる者でも、どのような多文化主義かという定義において見解の一致はない。また、それは永遠に継続される運動なのか、一時的なものかということも通しも十分立っていない。それは、民族、エスニシティに対する定義が多様であり、コンセンサスが十分でないことから生じている。しかし、多文化主義の文化の多様性に関する合意が得られないという決定的な致命的欠陥と、その

永続性に対する見通しに不明確性があるため、多文化社会そのものの存在を拒否しようとする者もいる。そうしたなかで、多文化主義の実践を進めることは、大きな勇気と社会的苦痛がともなうものである。

しかし、以上述べたような問題はあるとしても大局的に見ると、人種主義、同化主義の次にくる民族紛争の制度化の道具としての多文化主義への期待を捨てておくべきではなく、今後とも研究が必要である。現在、階級紛争の制度化（民主主義的政治制度と団体交渉による労使関係制度の発展と福祉国家政策）により資本主義社会は生き延び、社会主義に勝利したことにより、大規模な階級闘争の危険は去ったといわれているが、むしろ、資本主義と社会主義イデオロギーの対立のもと潜んでいた民族対立が様々な理由から顕在化してくる懸念が高まっている。二〇世紀が階級闘争の時代であったとすると、二一世紀は民族闘争の時代であるとの恐しい予測もある。その結果、資本主義社会は生き延びるために新たに「民族紛争の制度化」を必要とするであろう。民族紛争の発生を防ぐことはできないとしても、紛争による無秩序を制度的な秩序の世界に押し込めることが必要であろう。今のところ同質的国民国家イデオロギーでは、その制度化は難しいことが明らかなために、多文化主義が制度化の前提として要請されているといつてよい（関根一九九三）。

また、こうした民族紛争の制度化の装置として、近年活発になっている国際的地域統合はどんな役割を果たすだろうか。例えば、ECは長いヨーロッパ諸国間の反目、対立、戦争を克服し、恒久的な平和をヨーロッパにもたらすことを目的の一つに形成されているが、こうした国際的地域ブロック化は、民族紛争の制度化装置として機能するであろうか。第二次世界大戦前のようなブロック化にもなる紛争を導きださしめないであろうか。ECを中心としてヨーロッパ人の統合、ASEAN／極東ブロック、米州ブロックといった経済統合は民族紛争を防ぐことができるのであろうか。あるいは、各ブロック間の関係は開かれ、不安なきものとなるのであろうか。検討の余地がある。

以上、多文化主義の概要とその問題点について初歩的な考察をしたわけであるが、今後、人種、民族、エスニシテ

イへのこだわりの理論的解明と多文化主義の明確化と境界の把握といった難しい問題に、多文化社会化の圧力を感じている日本でも多くの人が取り組むようになることを望む次第である。

(1) 本稿は、一九九二年五月二四日、神戸大学での国際政治学会春季大会二日目「トランスナショナル」分科会での発表と、同年七月一八日のアジア社会研究会の一九九二年度第一回研究会でのほぼ同じ内容の発表を土台としているが、上記二回の発表に対する質疑応答、コメントを勘案して再構成し、論文に仕立てたものである。そのため本稿には試論的考察の性格が強い。なお、二回の発表に対して梶田孝道、田村知子、竹田いさみ、古城利明、古野屋正悟、苑原俊明各先生他の貴重な質問、コメントを頂いたことに對しお礼を申し上げたいと思う。しかし、本稿の内容については当然のことながら、筆者が全面的に責を負うことはない。なお、本稿の議論との関係で梶田(一九九二b)を比較参照されたい。

(2) 本稿の多文化主義についての議論は、関根(一九八九)をほぼ全面的に土台としているので、詳しくはそちらを参照されたい(とくに九章、一〇章)。また、オーストラリアの多文化主義については竹田(一九九一)及び永井(一九九二)も参照のこと。竹田では、一九八六年以降のオーストラリアの多文化主義の動き、永井では多文化主義の最近の実情が明らかにされる。なお、人種、民族、エスニシティなどの定義については関根(一九九二c)をとりあえず参照してほしい。

(3) リベラル多元主義、コーポレート多元主義の分類は、M・M・ゴードン(Gordon 1988)の議論に基づく。詳しくは、関根(一九八九、二章、三章)および関根(一九九二a)を参照。なお、連邦制多元主義と分離主義多元主義は筆者が追加した。(4) 人種・エスニック問題発生の原因を明らかにしようとする最近の理論については、関根(一九八九、二章、一九九二a)において詳しく説明しておいたので参照してほしい。なお、本節での民族、エスニック問題再発の説明は、こうした理論的説明のうち主に文化的分業／国内植民地理論とエスニック集団競争理論を利用しているが、民族、エスニシティへのこだわりを合理的観点からだけでは説明できないと思われる。この点については、ナシヨナリズム問題を扱った、スマイス(Smith 1986)、ケラス(Kellas 1992)と同じ観点に立つ。欧州、東欧・旧ソ連の民族、エスニック問題については、とりあえず宮島・梶田(一九九二)、山内(一九九〇)、ダンコース(一九九二)、山内・民族問題研究会(一九九二)等を参照した。

(5) 同化主義のうち文化的、民族的、宗教的属性側面まで同化を要求するものと、「自由、平等、博愛」などの理念によって示される普遍主義的側面への同化のみを要求することの区別については、分科会発表時には前者を文化人類学的同化、後者を社会学的同化として提示したが、本文のような表示の方が理解しやすいと思ったので変更した。なお、梶田(一九九二a)では、前者を同化Ⅰ、後者を同化Ⅱとしている。また、同化にも二種類あるように差別にも二種類あると本文では考えた。これを、

梶田(一九九二a、一九九二b)の議論と比較されたい。梶田論文においてはタギエフ(P. A. Taghiyev)の議論に基づいて、二種類の人種差別と二種類の反人種差別について論じている。人種、民族的差異に基づいて差別しつつも普遍主義的同化の可能性を排除しない人種差別Ⅰ、人種序列に基づいた優越感による差別で排除を目的とした人種差別Ⅱと、それらを裏返した二種類の反人種差別(人種差別Ⅱへの反対を反人種差別Ⅰ、人種差別Ⅰへの反対を反人種差別Ⅱ)である。本稿の人種・民族差別の類型は上述の同化主義を強制される側からみたものである。タギエフの議論については、笠間(一九九〇)をも参照のこと。なお、この点に関しては米国においても、フランス同様に政治的価値において同化さえすれば、民族的な同化まで米国は強制しなかったとの議論が存在する。民族的同化圧力が強かったのは两大戦期であり、それ以外は多文化主義的側面があったという議論である。これは後に登場するシュレジンガー、J. r. の議論にも見られるが、この問題については、Lawrence (1992)を参照のこと。

(6) タイム誌は次のように伝えている(以下の引用文は「TRENDS」誌(一九九二年九月号)に転載されたものを土台に一部改訳して利用した)。

多くの専門家の一致するところでは、一般にマルチカルチュラリズムと呼ばれるものをめぐる戦いは、よかれあしかれ終焉しつつある。すなわち、どのカリキュラムにも女性とマイノリティの文化史を取り入れるべきだという点ではほぼ一致している。ウェスレヤン大学のヘンリー・ルイス民主主義制度・社会秩序研究所ロバート・ウッド教授は次のように述べている。「過去五年間に、カリキュラムに関して二つの意見があったが、両方とも間違いだった。アラン・ブルーム(『アメリカン・マインドの終焉』の著者)らの主張は、『啓蒙時代以降の書物を読んではいならない』というものだった。その一方で、あらゆる文化を探究すべきだという多文化主義運動が進んでいる。これについては、ある程度意見を整理する必要がある。われわれのなすべきことは、有能なアメリカ人の教育に全力を注ぐことなのだ」(エルソン 一九九二、三五)。

(7) 多文化主義の定義とその多文化性の度合いを明示すること自体困難である。ある程度曖昧な定義のもとで多文化主義を維持する必要があるだろう。実際、本文で述べたように多文化主義の発生段階では、既に近代化によりホスト文化であれマイノリティ文化であれ、伝統文化は変容を被っており、完全な形で伝統を伝えていくものはない。多文化主義反対論者が、多文化主義主張者に対して多文化主義実施の前提として明確に伝統文化を提示せよと迫った場合に、それを提示することは難しいはずである。多文化主義促進の前提として、マイノリティ文化の内容を明示しようとしても難しいのは目に見えており、ある程度の文化的伝統、言語の存在をもって多文化主義主張の根拠とするしかない。実際、多文化主義のレベル決定は、その時々、マイノリティ文化とマジョリティ文化との間の政治的バランスに任せることになるから、各文化の定義に対する態度としては、

フアジーあるいは状況適応的という意味でのコンティンジェンシー・アプローチが要請されるのかもしれない。せいぜい操作的定義のレベルで文化についての定義を行うのがよいのかもしれない(以上は、一九九二年一月二四日東京大学駒場キャンパスで開かれた国際政治学会秋季大会トランスナショナル分科会「先住民問題と国際社会の責任」での、上村英明市民文化センター代表の報告とそれに続く討議に示唆を受けたものである。国連では、先住民問題に批判的な人々は常に、先住民の定義やその文化についての細かい定義にこだわるのが問題になっているとのことである)。

(8) 外交、国際政治とエスニック集団との関係については、馬場(一九八〇)、スタック、Jr. 編(一九八五)をとりあえず参照のこと。なお、筆者は一九八九年七月から一九九一年八月までオーストラリア、キャンベラにある日本大使館において専門調査員(Special Adviser)として勤務していたが、イラン・クウェイト紛争に際しての移民、難民集団の対立は孤立した都市キャンベラにおいても感じられた。

(9) アファーマティブ・アクションは、一九六〇年代に黒人公民権運動のなかで導入されたものであるが、その経済的、社会的機能と問題点については研究が進んでいるが、その文化的機能について曖昧な点が多いようだ。例えば、ある特定のエスニック・マイノリティ集団の教育、就職面での優遇は、文化的な同化を促進するの、あるいは多文化主義的傾向を促進するのかわかりしない。一方では、底辺に滞留し主流社会に参加できない人々は、同化する機会も与えられないので隔離され続け、事実としての多文化社会が維持されるが、アファーマティブ・アクションにより無理矢理でも主流社会に参加することにより、主流文化に接して同化する機会が与えられることになる。少なくとも、一九六〇年代にアファーマティブ・アクションが米国で導入された時は、すべてのアメリカ市民をWASP(アングロ・サクソン系白人でプロテスタント)的な文明生活の恩恵に浴させようという、古典的ともいえるアメリカニズムが背後に存在し、白人ミドル・クラスへの文化的同化と生活価値の普遍化こそが、偉大な社会の目標であるという政策思想が認められていたが、結果的には、マイノリティ達の政治的覚醒と文化的アイデンティティの高揚をもたらしたのである(山中 一九九一、一七八―一九)。

旧ソ連においては、周辺民族集団の人々がモスクワ大学などに優先的に入学させられたり、各共和国での大学に優先的に入学できる試みもなされたが、それは明らかに社会主義イデオロギーへの同化を促し、共産主義リーダーの育成を目的としたものである。こうしたアファーマティブ・アクションは同化指向アファーマティブ・アクションといえるものであるが、当初、こうした観点から米国ではアファーマティブ・アクションが導入されたのではないかと想像される。しかし、アファーマティブ・アクションは予期せぬ結果を生みだしたことになるのであろう(ダンコーズ 一九九一下、八一―八六、山内 一九九〇、一〇―一一)。

マイノリティの教育の高度化は、基本的人権や公民権意識を高め、平等意識を高めると同時に、同胞の差別状況についても自覚を高めるであろう。その結果、文化、言語の強制同化に対する批判も強める結果になる。もちろん、アファーマティブ・アクションにより成功したエスニック・マイノリティ出身者のなかには同化して、多文化主義指向を批判する者もでてこよう。アファーマティブ・アクションの文化的効果は、この意味では両義性をもつといつてよい。それ故に、アファーマティブ・アクションの経済、社会、文化的機能については多面的な評価が必要であり、多文化主義の定義とともに今後十分な検討が必要と思われる。なお、とりあえずアファーマティブ・アクションについては横田(一九九一)、上坂(一九八七)、石編(一九九一、第二部第一、二章)、リブセット(一九九二)を参照された。

参考文献

- アンダーソン、B・一九八七「一九八三、白石隆・白石さや訳」『想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』リブプロボート
- 馬場伸也 一九八〇『アイデンティティの国際政治学』東京大学出版会
- エルソン、J・一九九二「大学の未来を探る」『TRENDS』九月号(*Time*, April, 12, 1992 掲載論文の翻訳転載)
- ブルーム、A・一九八八「一九八七、菅野盾樹訳」『アメリカン・マインドの終焉——文化と教育の危機』みすず書房
- ダンコース、E・C・一九九一「一九九〇、山辺雅彦訳」『民族の栄光——ソビエト帝国の終焉』藤原書店
- Ethnic Affairs Commission of New South Wales: EACNSW 1986, *Principles and Strategies in Multicultural Policies, Programs and Services* (Proposal presented to the Review of Migrant and Multicultural Programs and Services), Sydney: EACNSW.
- フィッケルクロフト、A・一九八八「一九八八、西谷修訳」『思想の敗北あるいは文化のパラドックス』河出書房新社
- 福田敏一 一九八八「擬制としての国民国家」川田・福井編所収
- Gordon, M. M. 1988, *The Scope of Sociology*, New York: Oxford University Press.
- 羽場久混子 一九九二「中欧地域協力とヨーロッパ統合——ハンガリーを中心に」『国際政治』一〇一号
- 林勝一 一九九〇「多言語・多文化統合体への実験——ポスト・ネーション時代の動く歯車」『窓』第三号
- 広瀬佳一 一九九一「欧州再編と中・東欧における地域協力——ペンタゴナールを中心として」『ソ連研究』一三三号
- Horowitz, D. L. ed. 1992, *Immigrants in Two Democracies: French and American Experience*, New York: New York

University Press.

- 石朋次編 一九九一『多民族社会アメリカ』明石書店
- 伊豫谷登志翁・梶田孝道編 一九九二『外国人労働者——現状から理論へ』弘文堂
- 梶田孝道編 一九九二『国際社会学——国家を超える現象をどうとらえるか』名古屋大学出版会
- 梶田孝道 一九九一「西の統合、東の解体」『世界』十一月号、十二月号
- 梶田孝道 一九九二a「同化・統合・編入——フランスの移民への対応をめぐる論争」伊豫谷・梶田編所収
- 梶田孝道 一九九二b『多文化主義』のジレンマ——選択肢は何か』『世界』九月号
- 笠間千波 一九九〇「へ反人種主義」言説における差異と普遍の相克——タギエフの差異主義的新人種主義をめぐって』『社会学年誌』三十一号
- 川田順造・福井勝義編 一九八八『民族とは何か』岩波書店
- Kallas, J. G. 1991, *The Politics of Nationalism and Ethnicity*, London: Macmillan
- 小林哲也・江淵一公編 一九八五『多文化教育の比較研究——教育における文化的同化と多様化』九州大学出版会
- 小久保康之 一九九〇「欧州統合における文化的側面の重要性——欧州新秩序の基盤作りを目指すECの文化・教育政策」『外交時報』四月号
- 上坂昇 一九八七『アメリカ黒人のジレンマ——「逆差別」という新しい人種関係』明石書店
- Lawrence, F. 1992, 'Thinking about immigration and ethnicity in the United States', in Horowitz ed. *Lawrence, F. S. M.* 一九九二「アフォーメティブ・アクションとアメリカの信条」『TRENDS』九月号
- 松井清 一九九二「エスニック・マイノリティと「多文化教育」」十時編所収
- 宮島喬・梶田孝道 一九九一「統合と分化のなかのヨーロッパ」有信堂
- 宮島喬 一九八四「現代国家と『相違への権利』」『世界』三月号（宮島喬、一九八九『外国人労働者受け入れの論理』東京大学出版会に第六章として所収）
- 永井浩 一九九二『オーストラリアの解剖』晶文社
- 日本経済新聞社編 一九九二『宗教から読む国際政治』日本経済新聞社
- 桜井哲夫 一九八四『近代』の意味——制度としての学校・工場』日本放送出版協会
- シュレジンガー, J. r. A. M. 一九九二「一九九一、都留重人監訳」『アメリカの分裂——多元文化社会についての所見』

岩波書店

- 関口礼子編 一九八八『カナダ多文化主義教育に関する学際的研究』東洋館出版社
- 関根政美 一九八九『マルチカルチュラル・オーストラリア——多文化社会オーストラリアの社会変動』成文堂
- 関根政美 一九九二a『エスニシティの社会学』梶田編所収
- 関根政美 一九九二b『現代の地域主義とエスニシティ』十時編所収
- 関根政美 一九九二c『人種、民族、エスニシティ』雑誌世界編集部編『世界を読むキーワードⅢ』岩波書店
- 関根政美 一九九二d『二〇〇一年のオーストラリア——新国旗および共和国論争の視点から』『法学研究』第六五巻第一〇号
- 関根政美 一九九三予定『社会変動とエスニシティ』『社会学研究科紀要』第三〇号
- Smith, A. D. *The Ethnic Origins of Nations*, Oxford: Basil Blackwell
- スタック, Jr. J. F. 一九八五〔一九八一、浦野起央監訳〕『エスニシティの国際政治学』時潮社
- 竹田いさみ 一九九一『移民・難民・援助の政治学』勁草書房
- 田村知子 一九九二『多文化社会におけるアイデンティティと統合』梶田編所収
- 田中克彦 一九八一『言葉と国家』岩波書店
- 十時敵周編 一九九二『現代の社会変動——世界のなかの日本社会』慶應通信
- 上田和夫 一九八六『ユダヤ人』講談社
- 分田順子 一九九一『挟撃されるイギリス多文化主義教育——ムスリム・コミュニティとハニフォード事件』宮島・梶田編所収
- 矢部武 一九九二『多民族共存の実験に挑むアメリカ』『世界』九月号
- 山中速人 一九九一『社会福祉の理念と実践』石編所収
- 山内昌之 一九九〇『瀕死のリヴァイアサン——ベレストロイカと民族問題』TBSブリタニカ
- 山内昌之・佐久間邦夫・中井和夫・北川誠一・廣岡正久 一九九〇『分裂するソ連——なぜ民族の反乱が起こったか』日本放送出版協会
- 山内昌之・民族問題研究会編 一九九一『入門世界の民族問題』日本経済新聞社
- 横田耕一 一九九一『アメリカの平等雇用——アファーマティブ・アクション』部落解放研究所

*〔 〕内は、原書出版年と翻訳者